

民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 高岡 宏和

- I 開催年月日 令和 2 年 3 月 18 日（水）
- II 会議時間 午前 10 時 00 分～午後零時 06 分
午後 1 時 00 分～午後 2 時 59 分
- III 出席委員等 [出席委員] ◎高岡 宏和 ○福井 直樹 筏井 哲治
林 貴文 金平 直巳 樋詰 和子
水口 清志 狩野 安郎
(◎…委員長 ○…副委員長)
- [議長] 金森 一郎
- [副議長] 中川 加津代
- [説明員] 別紙名簿のとおり（薮下病院長は公務のため欠席）
- [委員外議員] 高瀬 充子 角田 悠紀 本田 利麻
中村 清志 酒井 善広
- [事務局職員] 安東 浩志 松本 武司 室川 弘昭
堀田 寛之
- [傍聴者] なし

IV 審査の概要

1 付託議案について

- 議案第 1 号 令和 2 年度高岡市一般会計予算のうち本委員会所管分
- 議案第 2 号 令和 2 年度高岡市国民健康保険事業会計予算
- 議案第 6 号 令和 2 年度高岡市介護保険事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 2 年度高岡市後期高齢者医療事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度高岡市高岡市民病院事業会計予算
- 議案第 17 号 高岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 高岡市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 財産の譲与について（建物）
- 議案第 66 号 令和元年度高岡市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会所管分
- 議案第 67 号 令和元年度高岡市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 71 号 令和元年度高岡市介護保険事業会計補正予算（第 4 号）
及び

議案第 72 号 令和元年度高岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）

以上、当初予算議案 5 件、条例議案 2 件、その他議案 1 件及び追加提出された補正予算議案 4 件の計 12 件については、議案第 1 号のうち本委員会所管分、議案第 2 号、議案第 6 号及び議案第 7 号の計 4 件は賛成多数で、議案第 8 号、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 29 号、議案第 66 号、議案第 67 号、議案第 71 号及び議案第 72 号までの計 8 件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。〉

（以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示）

【議案第 1 号のうち、使用料について】

- 公共施設の値上げによる歳入増を部局ごとにいくら見込んでいるか。また、使用料の値上げに対する市民の反応をどのように受け止めているのか。
- △ 市民生活部では、3つのコミュニティセンター及び男女平等推進センターを合わせ 196 万 1 千円の歳入増を見込んでいる。現在のところ、値上げによる利用者数の変化は大きくなく、利用者からの苦情等は上がっていない。
- △ 福祉保健部では、ふれあい福祉センターで 111 万 7 千円の歳入増を見込んでいる。使用料の見直しの流れの中で、利用団体の方々による施設の利用サイクルや利用形態を話し合う動きが起こっており、議論のきっかけを提供する機会になったと受け止めている。
- 利用者の声を吸い上げるために、どのような取り組みをしているのか。
- △ コミュニティセンターについては、指定管理者から利用者の声を聞いている。男女平等推進センターについては、市の直営であり、職員がいることから、登録団体等と意思疎通を図っている。
- △ 指定管理者に対し、モニタリングを実施しており、利用者の声を吸い上げることをお願いしている。また、ふれあい福祉センターについては、社会福祉協議会に指定管理をお願いしており、協議会を通して、利用団体等の声を聞いている。
- モニタリング機能が十分に発揮されておらず、意見がきちんと吸い上げられていないのではないか。
- △ コミュニティセンターは、地域に密着した施設で、指定管理も地元をお願いしており、利用者の意見をしっかりと吸い上げてもらっていると考えている。これからも地元と密接に意見交換し、より良い施設にしていきたい。
- △ 地域の団体や福祉団体に指定管理をお願いしている。これらの団体と意見を交わす場もあることから、しっかりと意見を吸い上げられると考えている。
- モニタリング結果を議会に報告する仕組みを作ってはどうか。
- △ 所管する経営管理室にご意見を伝えたい。

【議案第 1 号のうち、地域振興費及び老人福祉費について】

- 各団体への補助金の削減額は。
- △ 市民生活部では、令和元年度から 2 年度において、団体への補助金の削減はない。平成 29 年度から 30 年度においては、単位自治会への補助金額を 1 自治体あたり 5 万円から 3.5 万円に削減した。約 600 自治体あることから約 900 万円の削減があった。
- △ 福祉保健部では、単位老人クラブへの補助金の削減を行っている。250 人以上のクラブに対し、月額 7,000 円だった補助単価を令和 2 年度は 6,000 円に変更した。対象が 2 クラブであったため、2.4 万円削減している。また、敬老会開催補助金でも削減を行っており、令和 2 年度から基本額を廃止し、人数割補助のみとしたことにより、159 万円削減している。
- 回復措置を取ることは考えていないのか。
- △ 老人クラブの補助金については、国・県の基準に合わせて見直しを行っているところであり、国・県の基準が最終的に到達するところと考えている。

【議案第 1 号のうち、コミュニティセンター管理運営事業費について】

- 各コミュニティセンターの照明の L E D 化の現状と今後についての考えは。
- △ 平成 22 年に供用を開始した中田コミュニティセンターでは、ダウンライト 14 灯が L E D となっている。センターの供用開始が L E D の普及前であったため、L E D の導入が進んでおらず、改善の余地があると考えている。改修等の時期を踏まえ、L E D 化について検討を行っていききたい。平成 25 年に供用を開始した戸出コミュニティセンターでは、全てのダウンライト 223 灯が L E D となっている。また、平成 27 年に供用を開始した伏木コミュニティセンターでは、全てのダウンライトと蛍光灯タイプ合わせて 348 灯が L E D となっている。

【議案第 1 号のうち、放置自転車啓発・取締事業費について】

- 放置自転車は年間どれぐらい発生しているのか。
- △ 平成 30 年度は 499 台あった。そのうち 417 台を撤去し、82 台をリサイクルした。撤去したものについては、自転車組合に引き渡し、リサイクルしている。まったく使えないものはゴミとして処分業者に引き渡ししている。
- 放置自転車を減らすことへの啓発をお願いしたい。（要望）

【議案第 1 号のうち、民生委員・児童委員費用弁償について】

- 民生委員の人数は。
- △ 令和元年 12 月に改選があり、民生委員・児童委員は 380 名である。
- 費用弁償額とその支弁方法は。
- △ 1 人当たりの費用弁償額は 6 万 3,600 円である。各地区の民生委員児童委員協議会にまとめて支払い、協議会から各民生委員児童委員に支払われている。
- 費用弁償は個々に支払うべきと考えるが、他市の状況は。
- △ 他市の状況は把握していないが、本市と同じ仕組みのところもあると聞いている。

- 民生委員の研修を充実してほしいとの声があるが、見解は。
- △ 民生委員からも要望が挙がっており、引きこもりなどをテーマとした研修に取り組んでいきたいと考えている。

【議案第1号のうち、ふれあい福祉センター施設整備事業費について】

- ボランティア登録し、使用料の減免を受けた団体が、ふれあい福祉センターのホールを年間150回無料で利用し、他の団体から苦情が上がっている。利用ルールの見直し等が必要ではないか。
- △ そのような声があることを把握しており、減免制度のあり方について、検討を進めている。また、利用団体とも協議しており、予約できる日数に制限を設けることや減免回数に上限を設定することなど、見直しを進めている。

【議案第1号のうち、老人福祉費について】

- 高齢者のゴミ出しのサポート事業はあるか。
- △ 生活支援について社会福祉協議会でケアネット活動という名目で事業化している。身の回りの援助をしてもらえるサービスで、ゴミ出し支援も含んでいる。
- 交付税措置について、今後活用していく考えはあるか。
- △ 財源的な話というよりは、地域でのサポート体制を整えていくということを目下から推奨しており、社会福祉協議会の事業については、ゴミ出しや買い物の手伝いといった幅広い生活を支援していく枠組みとなっており、それを進めていくことが趣旨に沿うのではないかと考えている。

【議案第1号のうち、とやま呉西圏域成年後見センター事業費について】

- 成年後見人制度の認知度が低い。認知度向上への取り組みは。
- △ 問題を抱えている当事者の認知度はそこまで低くはないが、広くはあまり知られていないという状況にある。県西部6市の連携事業として高岡市社会福祉協議会に成年後見センターを設置しており、市民に対しては、認知症サポーター養成講座等で周知していく。
- 市民後見人を育成するための取り組み内容は。
- △ 令和元年度から市民後見人養成講座を開設している。令和元年12月に市民後見人バンクへの登録希望者を募ったところ、6市で49名が登録された。

【議案第1号のうち、ファミリー・サポート・センター事業費について】

- ファミリー・サポート・センター事業費の内訳は。
- △ 事務局職員の賃金や事務費、建物の維持管理費を含め委託料450万円である。
- とやまっ子子育て支援サービスや子ども子育て支援事業など、他の事業と重複していないのか。
- △ ファミリー・サポート・センター事業は、一時的な子どもの預かりや送迎など、子育てに関する援助をしてほしい方と援助したい方をセンターが仲介して、その活動の連絡調整を図るものである。とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業は県

が 100%負担する事業で、第 1 子には 1 万円分、2 子には 2 万円分、3 子には 3 万円分の様々な施設やサービスで利用できる応援券を配付する事業である。それぞれの事業内容は重複していない。

【議案第 1 号のうち、子どもの未来応援事業費について】

- ひとり親家庭学習支援ボランティアは 2 カ所で行っていると聞いているが、どこで開催しているのか。
- △ ふれあい福祉センターと戸出コミュニティセンターで行っている。
- 対象と定員は。
- △ 中学生を対象としており、定員はそれぞれの会場で 10 名ずつだったものを令和 2 年度から 20 名ずつに変更したい。これまでの実績については、平成 29 年度は登録者 12 名で延べ 324 人の利用、30 年度は登録者 16 人で延べ 366 人の利用、令和元年度は登録者 21 人で延べ 676 人の利用があった。
- 開催場所を増やす予定はあるか。
- △ 開催場所数を増やすことを母子寡婦福祉会や学生ボランティアとも検討したが、開催場所が複数になると教える側も行きにくくなってしまうという意見があった。また、電車等の公共交通機関で行けるところでないといけないといった意見もあったことから、場所はそのままで定員を増やすこととした。
- 事業の周知はどのような方法で行うのか。
- △ 事業をお願いしている母子寡婦福祉会のネットワークを利用し、口コミで広がっていくものと考えている。

【議案第 1 号のうち、保育所費について】

- 公立保育園の保育士の正規職員数と非正規職員数は。
- △ 平成 31 年 4 月 1 日時点で、再任用職員を含む正規職員が 141 名、非正規職員が 77 名となっている。
- 新年度における、保育の質の向上のための取り組みは。
- △ 保育士同士の意見交換や研修への参加等を通じ、質の向上を図っている。引き続き、新年度においても取り組むことで、質の向上を図りたい。
- 非正規職員と正規職員との賃金格差が 10 万円程度あると聞いている。職員のモチベーションを上げるためにも正規職員への登用を積極的に行うべきと考えるが、見解は。
- △ 保育士そのものが少ない現状にある。また、自身が子育て中である保育士も多いため、産休・育休に対応するのが精一杯の状況である。保育人材の確保に向けては、関係者とともに知恵をしばっていききたい。

【議案第 1 号のうち、生活保護費について】

- 生活保護費の段階的な引き下げにより、都市部の 40 代の夫婦と子ども 2 人の世帯の場合、年間の生活扶助費が 10 万円以上少なくなると試算されているが、高岡ではどのようになるか。

- △ 生活保護費を3年かけて5%見直すことになっているが、具体的なケースの影響額については算出していない。保護者数の動向を踏まえ、医療費の増加を見込んでおり、扶助費で2,200万円の増額を予算計上している。
- モデルケースの影響額を試算してはどうか。
- △ 影響額の試算は可能であるが、各世帯の実情に合わず、モデルケースと乖離があると混乱が生じてしまう。各世帯から相談があれば、試算を提示することは可能である。
- 射水市では、令和2年度に支援推進協議会を設置し、引きこもりサポーターを養成する動きがある。本市では、引きこもり支援についてどのような取り組みを行っているか。
- △ 本市では、小学校区単位であっさり福祉ネットと呼ばれる地域福祉ネットワークを構築している。引きこもりの当事者からこういった形で相談が持ち込まれるのかわかりづらい現状の中で、地域の連携ネットワークを駆使し、どこからでも相談が持ち込まれるような状況を作っているところである。そのような中で、具体的な事例が持ち込まれた際には、福祉、医療、介護すべての関係機関がノウハウを持ち寄り、個々のケースに応じた対応を行うという体制を取っている。なお、令和2年度の体制として、生活保護の相談窓口に自立相談を専門に扱う担当職員を任用する予定としている。

【議案第1号のうち、二上霊園施設管理事業費について】

- 令和元年度に比べて約330万円増額した理由は。
- △ 少子高齢化や核家族化の進展により、お墓を継承する人がおらず、墓仕舞いをするケースが増えている。二上霊苑においても墓地の返還が増えており、返還の際に使用者に返金する墓地使用料を150万円増額したことに加え、令和2年度新たに墓地使用者の募集を行うことに伴い、当選者から徴収する墓地管理手数料200万円をそのまま基金に積み立てるため、約330万円の増額となった。
- 墓地使用者の申し込み資格の要件を緩和してほしい。（要望）

【議案第1号のうち、斎場施設管理費について】

- 斎場施設管理費の増額要因は。
- △ 火葬炉の公害防止設備の取替えなどによる修繕費の増加が約2,350万円である。一方、炉監視システム等の機器更新が終了したことや光熱費の減少、窓口業務の委託化などの減額要因もあり、斎場施設管理費は約710万円増額となっている。斎場は供用を開始してから11年が経ち、今後も定期修繕を行っていく必要があるが、経費が増嵩しないよう、しっかりと検討を重ねていきたい。
- 別料金がかかる待合室の利用状況は。
- △ 令和元年度4月から2月末時点における火葬件数1,852件のうち、待合室の利用は1,575件であり、待合室の利用率は85%となっている。家族葬や小規模な葬儀が増加していることから、利用料金のかからない無料のロビーを利用するケースが増えている。

【議案第 1 号のうち、清掃費について】

- 新型コロナウイルス感染症の問題で、家庭系燃やせるごみ指定袋が品薄になることはないか。
- △ 現在のところ、ごみ袋の供給がひっ迫しているという情報は広域圏事務組合からあがっていない。
- ごみ袋が破れやすいとの苦情が上がっているが、どのような対応を取っているか。
- △ 市でも問い合わせを受け付けており、不良品があれば交換等の対応をしている。令和元年度に受託業者が変わって以降、破れやすいという声は特に上がっていない。

【議案第 1 号のうち、消防費について】

- 消防広域化のメリットは。
- △ スケールメリットにより消防力の拡大につながる。また、氷見市としては、1 署の体制のため、人事交流があげられる。
- 消防広域化による課題は。
- △ 広域化後に氷見市側の意見を吸い上げるシステムづくりが必要となってくる。調整会議等で氷見市側の意見を吸い上げながら、全体として広域化を充実させていくことが課題といえる。
- 救命救急士の増員は考えているか。
- △ 救急救命士の資格者数については問題ないと考えている。ここ 2、3 年は、救急救命士枠での新採による職員の確保や研修所への派遣により資格者を確保しており、今後も対応できると考えている。
- 博労分団の器具置き場の予定地は、積雪時の雪捨て場になっていると聞いている。雪を捨てるダンプやトラックなどが出入りしている際に、非常時の出動が必要となった時のことを考慮しているのか。
- △ 器具置き場の設置後も雪捨て場として利用すると聞いている。敷地が広いため、出動時にダンプ等がいた場合でも道を譲ってもらうことは可能であり、問題なく対応できると考えている。
- 消防資機材は、経験の浅い人が使用することは大変危険であり、定期的な点検も必要となる。専門的な知識の習得が不可欠であるが、消防本部の見解は。
- △ これまでも車両更新の際に、消防資機材の配備を行ってきた。分団の方には、消防署の指導の下、訓練をしていただき、資機材の扱い方やメンテナンス方法を習得してもらっている。今後も指導をしっかりと行いたい。

【議案第 2 号のうち、国民健康保険税について】

- 国民健康保険税の滞納世帯数と金額は。
- △ 平成 30 年度の滞納世帯数は 1,932 世帯であり、金額は約 2 億 500 万円である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、担税力が急激に落ちているため、税の減免が必要と考えるが、見解は。
- △ 国で数々の緊急対応策が示されている中で、休業補償や事業者への支援が検討されており、それらが実施されるのであれば、個々人の対応については、従前どおり

になると考えている。新型コロナウイルス感染症の治療費が全額本人負担なしと報道されていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大により保険税の減免に直結するという点については今のところ考えていない。

○ 国から税や社会保険料について、減免、納期の延長に対応するよう通知がきていないか。

△ 減免や納期の延長に関する通知はないが、令和2年3月10日付で国から徴収猶予の制度についての適切な周知と運用に関する案内があった。担当する納税課が、3月11日に市税の徴収猶予についてホームページに掲載している。

○ これまで本市では徴収猶予の実績がなかったと記憶している。徴収猶予について積極的に検討しては。

△ 具体的な相談があった際に検討していきたい。

○ 保険者努力支援制度とはどのような制度か。

△ 保険者努力支援制度は、生活習慣病の予防や重症化の予防、後発医薬品の使用など、医療費適正化に努力する自治体へのインセンティブの付与制度である。評価指標の中には、特定健診や特定保健指導の受診率の状況について評価するものがあり、これが60%を超えれば高い配点となる。特定健診受診率の向上のために引き続き、秋に追加受診期間を設けるとともに、特定保健指導の受診率向上のために特定保健指導の実施機会を増やすなどの取り組みを強化していく予定としている。また、保険税収納率の向上のため、口座振替の勧奨や滞納者への対応など引き続き努力していく。

○ 保険者努力支援金は、法定外繰り入れをしている市町村が減点されて、法定外繰り入れをしていない市町村が優遇されるのか。

△ 決算補てん目的の法定外繰り入れを行っていない市町村が加点されるため、本市は加点されている状況である。

○ 法定外繰り入れを行っていないことによる歳入額は。

△ 本市の保険者努力支援制度による歳入は6,761万円であり、本市の獲得点数で割ると、1点あたり11万4千円ほどである。決算目的の法定外繰り入れを行っていないことにより35点加点されているため、金額にすると約400万円である。

○ 法定外繰り入れを行ってやり繰りしていた市町村が、国民健康保険事業の広域化により、保険税の高い市町村に合わせたため、保険税が上がってしまうという悪い流れがある。それに呼応するものが、保険者努力支援制度である。保険者努力支援制度をなくすよう国に働き掛けるべきでは。

△ 国民健康保険は社会保険方式による社会保障制度であり、繰り入れというものはもともと想定されていない。また、広域化が進む中で保険者努力支援制度についての議論が及ぶことも考えられる。今後、国において、どのような方向性を示すのか注目してまいりたい。

【議案第2、6、7号について】

○ 人口ピラミッドの構成が崩れ、高齢化が進む中で、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業のこれからの状況をどのように予想しているのか。

△ 本市だけでなく、国レベルで危機感を持っている。政府においては、全世代型社会保障をということで、社会保障制度そのものを見直していく流れである。高齢化が進んでおり、長く働いてもらい、医療費が増えないよう予防に力を入れる必要がある。国民健康保険事業については、引き続き、国費の投入を要望していく。市独自の施策については、国の制度化を全国市長会等で要望していく。介護保険事業については、サービスの細分化が進んでおり、対象者数は増えているが、1人当たりのサービス給付費はあまり変わっていない。要介護状態にならないように予防に力を注いでいくことが重要になってくると考えている。

○ 国民健康保険事業の広域化のメリットは。

△ 制度移行して日が浅く、経年変化の状況が見通せない状況にある。減免基準の統一など、国保事務の標準化について県内の自治体で話し合われており、県内で同一の水準になってきたときに、負担をどうするのかという議論になる。その段階になってようやくメリットが見えてくるのではないかと考えている。

【議案第6号のうち、介護保険料について】

○ 過去3年間の介護保険料の滞納状況は。

△ 介護保険料の徴収方法は、年金から徴収する特別徴収と納付書や口座振替による普通徴収がある。普通徴収の割合は65歳以上で介護保険料を納めている者のうち1割弱である。滞納状況は、平成28年度は2.9%、29年度は2.8%、30年度は2.5%であり、年々減少している。減少の要因は、団塊の世代が65歳に達するピークを過ぎ、普通徴収から特別徴収に移っていることが考えられる。

○ 一般会計からの繰り入れなど、保険料負担の軽減に向けた取り組みは。

△ 介護給付費準備基金の繰り入れにより、第7期介護保険事業計画において、第6期と同様の介護保険料に据え置いている。また、消費税増税に伴い、市民税非課税世帯などを対象とした保険料の負担軽減を行っている。

○ 保険料の軽減を行うには、国庫負担増が必要と考えるが、市長会等を通じた要請などを行っているか。

△ 国で全世代型の社会保障が議論されているところであり、方向性を見ながら、全国の市長会での議論を経たうえで、国に要望していきたい。

○ 障害者控除対象者認定証の発行状況は。

△ 平成30年度においては、1,151人に対し発行している。内訳は障害者控除が615人、特別障害者控除が536人である。

○ 対象者全員に対し、障害者控除対象者認定証の制度を周知してはどうか。

△ ホームページや地域包括支援センター、ケアマネージャー等を通じて制度の周知を図っている。ホームページが見にくいといった指摘があったため、修正し、わかりやすいものに更新したところである。また、地域包括支援センターに対し、再度制度の周知を図るよう伝えたい。

【議案第7号のうち、後期高齢者医療保険料について】

○ 後期高齢者医療保険料の滞納金額が増えているのはなぜか。

△ 年々被保険者数が増加しているからと認識している。平成 30 年度の収納率は、現年分と滞納繰越分を合わせて 98.31%であり、ここ 3 カ年の中で、最も良い収納率となっている。滞納される方の中には、保険料を納めたくても納めるお金がないといったケースや納付期限が過ぎていることに気づかなかったといったケースがある。電話や文書での催告、窓口で分納相談を行うなど、個々のケースに応じたきめ細やかな対応を引き続き行うこととしており、収納率の向上、保険料の確保に努めたい。

【議案第 8 号について】

- 金利節減に対してどのような取り組みを計画しているか。
- △ 平成 29 年から令和元年度までの企業債の利率については、0.15~0.35%と低金利である。市中銀行から借りている 1%以上のものについては、令和元年度で償還となる。残りのものについては、低金利のものが多く、借換えメリットがない。今後とも入札により、金利の最も低いところで借りていきたい。
- 委託費の節減についての見解は。
- △ 節減の取り組みとして、令和元年度に、循環器系の医療機器のアドバイザー業務をこれまで 2 社に委託していたものを 1 社にした。平成 30 年度までは委託金額が各社 40 万円ずつで 80 万円かかっていたものを 1 社に 33 万円とし、節減に努めている。病院事業の委託料については、専門性が高いものが多いことから、なかなか減らすことは難しいが、委託業務が適正に行われているのかをしっかりと管理・監督していきたい。また、患者の苦情については、速やかに委託先に伝え、是正していきたい。
- 委託先の企業の職員には非正規職員が多く、官製ワーキングプアが生み出されていると考えるが、見解は。
- △ 給食調理や清掃業務については、非正規職員が多くなっているが、医事業務については、正規職員が多くなっている。病院としては、委託した業務をしっかりと行っていていただくことに主眼を置いており、安定した業務を遂行していただきたいと考えている。
- ジェネリック医薬品の使用比率は。また、活用についての考えは。
- △ 令和元年 10 月時点で、後発医薬品が存在する医薬品に関するジェネリック医薬品の採用率は 93.55%である。ジェネリック医薬品の使用率は年々上がってきており、浸透していると考えている。
- 株式会社インテックの事案を踏まえ、患者情報の管理の徹底が必要と考えるが、見解は。
- △ 二度と同様の事案を起こさないことを肝に銘じ、再発防止に取り組んでいく。令和 2 年 3 月末にはコンピューター室に監視カメラを設置する。委託先社員への声掛け等を行うなど、監視を強化し、不正の防止に取り組むたい。
- 受託企業側が行っている労務の提供について、賃金の未払いがないよう、賃金支払いの実態を把握すべきと考えるが、見解は。
- △ 業者はきちんと労働法を遵守していると認識している。ただし、個別具体の賃金

の支払いまでは把握していない。業者に対し、今後とも法令順守するよう伝えたい。

〔討論〕

（議案第 1 号のうち、本委員会所管分に反対の立場から）

- 40 億円の財源不足を理由に、市民生活に身近な自治会や老人クラブ等への補助金削減が継続されており、回復措置を強く求める。また、公共施設の使用料の引き上げも賛同できない。令和 2 年度からの地区連絡センターでの住民票等の発行業務の停止は、住民サービスの削減であり、容認することはできない。また、マイナンバー制度関連費用が計上されているが、多くの市民が個人情報の漏洩や不正使用に不安を抱えており、制度の廃止・凍結を国に要請すべきである。また、個人情報保護のための万全の対応を当局に求める。

（議案第 2 号に反対の立場から）

- 国保事業の都道府県化のもとでは、保険税の大幅な引き上げが強く懸念されるため、統一保険料の設定に賛同しないようにお願いしたい。国民健康保険事業財政調整基金を活用し、均等割を含めた保険税の引き下げに踏み切るべきである。また、国による抜本的な財政支援を求めている。

（議案第 6 号に反対の立場から）

- 財政制度等審議会の中で、介護保険サービスの本人負担を原則 1 割から原則 2 割への引き上げを念頭にした段階的な負担増、ケアプランの有料化のほか、要支援 1、2 に続き、要介護 1、2 の生活援助サービスを保険給付から外し、地域支援事業に移行させることを求めている。これは大量の介護難民を作ることになり、承認できない。介護保険料の引き下げのために、国庫負担増を国に求め、市としての財政努力を強く求める。

（議案第 7 号に反対の立場から）

- 後期高齢者医療の窓口負担を 1 割から 2 割に倍増させる危険な動きがある。この制度は 75 歳以上の高齢者を別枠の制度に迫りやる差別的な制度であり、廃止すべきである。また、高い保険料の負担軽減を強く求める。

【議案第 17 号について】

- 学童保育の支援員の総数は。
- △ 令和元年 5 月 1 日時点で、有資格者である支援員が 133 名、補助員が 101 名の合計 234 名である。
- 支援員の処遇改善は進んでいるのか。
- △ 賃金については、委託料の範囲の中で、段階的な引き上げなど各クラブで工夫が行われている。賃金以外については、勤労者福祉サービスセンターの活用など福利厚生面でも処遇改善が進んでいると聞いている。
- 学童保育の充実に向け、新年度に向けて、どのような取り組みを行う予定か。

△ 支援員の確保が難しいことから、支援員の資格要件を緩和する経過措置を規定し、現体制で支援員を増やしてもらいたいと考えている。利用の需要が多く、協力いただけるところについては受け入れ態勢を充実していただくとともに、民間学童の力も借りながら対応していきたい。

【議案第 71 号について】

- 介護サービス費が当初の予定より大きく上回ったため補正が必要となったのか。
- △ 居宅介護サービスで約 7,500 万円の増加、居宅介護予防サービスで約 1,300 万円の増加、施設サービスで約 8,100 万円の増加、地域密着型サービスで約 6,100 万円の減少、地域密着型介護予防サービスで約 360 万円の減少、これらの差し引きにより今回の補正額となった。

2 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔福祉保健部〕

- 。第 2 期高岡市子ども・子育て支援事業計画について

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【子どもの貧困対策について】

- 令和元年度の取り組みを踏まえ、2 年度はどのような取り組みを行っていくのか。
- △ 貧困家庭への学習支援について拡充を行いたいと考えている。ひとり親家庭への学習支援等により、高校や大学、専門学校への進学や将来の就職に希望を持ってもらい、貧困の連鎖を断ちたいと考えている。

〔市民病院〕

- 。高岡市民病院第Ⅳ期中期経営計画の評価指標（平成 30 年度分）について

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

【転倒転落発生率について】

- 転倒の発生要因は。
- △ 筋力の低下が大きな要因と考えている。
- 転倒発生後どのような対応をしているのか。
- △ 毎週医療安全チームから報告を受けている。同じことが起きないように注意喚起を行っている。

〔消防本部〕

- 。令和 2 年春季火災予防運動実施要領について

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

3 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

4 その他

- 。次回の常任委員会の開催について

4 月 21 日（火）午前 10 時に開催することが報告された。

〈 委員から次のような質疑等があった。 〉

【新型コロナウイルスの蔓延による補正予算編成について】

- 富山県が 10 億円の補正予算を提出するとの報道があったが、本市でも予定があるか。
- △ 現状、補正予算を編成する具体的な議論はない。国や県の動きを注視していくが、今のところ検討していない。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

民生病院常任委員会 当局説明員（24名）

市民生活部長	梅 崎 幸 弘	市民病院長	藪 下 和 久
市民生活部次長 地域安全課長・環境政策室長	堺 啓 央	市民病院事務局長	崎 安 宏
共創まちづくり課長	室 谷 智	総務課長 栄養管理課長	新 田 裕 子
共創まちづくり課 多文化共生室長	寺 口 昌 代	医事課長	長 田 由 美 子
男女平等・共同参画課長	早 苗 伊 紀 子		
市民課長	赤 阪 典 子	消防長	寺 口 克 己
環境サービス課長	柴 野 泰 彦	消防本部次長	浦 島 章 浩
		総務課長	有 澤 智 文
福祉保健部長	鶴 谷 俊 幸	予防課長	山 口 喜 代 治
福祉保健部次長 参事	西 本 幸 夫	警防課長	布 橋 隆 男
社会福祉課長	山 本 真 弘	通信指令課長	川 端 芳 紀
子ども・子育て課長 保育・幼稚園室長	村 上 彰		
高齢介護課長	森 川 朋 子		
保険年金課長	徳 市 直 之		
健康増進課長	山 本 美 由 紀		